

新規性 (特許要件)

(特許の要件)

第二十九条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明 (公知)
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明 (公用)
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明 (1) (刊行物-個々の公知)

(2)

時分点の問題あり (時期的基準)

世界主義 (地域的基準)

公然

秘密を脱却状態

ex: 単秘密弱を負, 公知
確定人 ⇔ 不特定人

(1) 頒布とは = 配布との意味.

(2) 1=4-キット.